

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	令和 2年11月24日(火) 午前 9時30分 開会 午前 10時 4分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7人)	相馬 欣行 米谷 政久 中山真由美
	長嶋 一樹 小沼 富夫 大山 学
	舘 大樹(議長)
5 欠 席 者	川添 康大
6 委 員 外 議 員	越水 崇史 宮脇 俊彦 土山由美子
7 説 明 員 (3人)	総務部長(吉川 武士)
	総務部参事(兼)文書法制課長(三河 秀行)
	文書法制課文書法制係長(天春 祐一)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 参事(兼)次長 主査
10 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

## 議 題 1 令和2年12月定例会の運営について

午前9時30分 開会

○委員長【相馬欣行議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長【館大樹議員】 皆様、おはようございます。10月臨時会、そして閉会中の決算審査から、いとまのない形で12月定例会がスタートいたします。皆様におかれましては、時節柄、大変慌ただしい毎日をお過ごししかと存じますけれども、慎重審議に努めていただきますようお願い申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長【相馬欣行議員】 次に、総務部長から執行者側の議案説明をお願いいたします。

○総務部長【吉川武士】 おはようございます。よろしく申し上げます。本日は、11月27日金曜日に招集いたします伊勢原市議会12月定例会の市長提出議案等につきまして、御説明させていただきます。

12月定例会に提出いたします議案は、条例議案が2件、補正予算議案が5件、その他の議案が2件、報告案件が1件で、合計10件でございます。

初めに、条例2議案について説明させていただきます。

○議案第50号 伊勢原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案書1ページを御覧ください。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等を踏まえまして、本市職員、特別職員及び議会の議員の期末手当の額を改定するため、提案するものでございます。

2ページ、3ページに改正条例案、4ページから11ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

○議案第51号 伊勢原市火災予防条例の一部を改正する条例について

次に、12ページを御覧ください。対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正され、急速充電設備の全出力上限が200kwまで拡大されることに伴い、当該設備の技術上の基準の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

13ページから15ページに改正条例案、16ページから20ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、補正予算5議案についてでございます。

○議案第52号 令和2年度伊勢原市一般会計補正予算（第9号）

表紙の補正予算書及び予算説明書3ページを御覧ください。第1条歳入歳出予

算の補正といたしまして、既定の予算総額に4億3173万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を463億820万2000円とするものでございます。内容につきましては、後ほど歳入と歳出に分けて御説明いたします。第2条債務負担行為の補正及び第3条地方債の補正につきましても、後ほど御説明いたします。

初めに、職員人件費につきまして、総括的に御説明いたします。各会計におきましても補正予算を提出させていただいておりますが、各会計の共通といたしまして、職員人件費の補正につきましては、4月並びに7月の人事異動や年度途中の新規採用者の配置等に伴い、当初予算における科目別の配置職員に相違が生じたこと及び令和2年10月7日に出されました人事院勧告や神奈川県の人件委員会勧告、近隣各市の状況を踏まえた上で、本市の給与条例を改正することにより行うものでございます。また、これに併せて、令和2年9月までの育児休業者、退職者の整理等を行ったものでございます。

それでは、歳出予算の補正内容を御説明いたしますので、26ページ、27ページをお開きください。説明欄に沿って御説明いたします。

初めに、2款総務費です。1項総務管理費における国県支出金等精算返納金追加1億214万3000円は、感染症予防や障害福祉、児童福祉の国県支出金につきまして、令和元年度決算等に基づき精算するものでございます。

次に、2項徴税費における市税過誤納還付金及び加算金追加2500万円は、法人市民税で高額な還付が発生したことにより追加するものでございます。

28ページ、29ページをお開きください。3款民生費です。1項社会福祉費における国民健康保険事業特別会計繰出金減1498万5000円は、国民健康保険事業特別会計における職員人件費の補正を行うものです。

30ページ、31ページをお開きください。続きまして、介護保険事業特別会計繰出金減1292万3000円は、職員人件費の補正に伴うもののほか、令和元年度決算に基づく精算を合わせて行うものでございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計繰出金追加711万8000円は、職員人件費の補正に伴うもののほか、税制改正に伴うシステム改修に必要な経費を追加するものでございます。

次に、障害者自立支援給付費追加2555万2000円は、サービス利用量の増加に伴い、不足を生じる見込みとなった扶助費を追加するものです。

次に、障害支援区分認定等事務費追加566万5000円は、障害者自立支援給付費に係る報酬の改正に伴うシステム改修を行うものです。

次に、2項児童福祉費における障害児通所支援事業費追加1億2647万9000円は、サービス利用量の増加に伴い、不足を生じる見込みとなった扶助費を追加するものです。

次に、3項生活保護費における生活保護費追加7700万円は、生活保護の申請が増加したこと等により、不足を生じる見込みとなった医療扶助費を追加するものでございます。

32ページ、33ページをお開きください。4款衛生費です。1項保健衛生費における感染症予防対策事業費追加4025万5000円は、マスクや非接触式手指消毒用装置等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に必要な備品等の整備のほか、市民が安心して受診できるよう、市内医療機関がオンライン診療等の環境を整備する費用の一部を助成するものでございます。

36ページ、37ページをお開きください。7款土木費です。4項都市計画費における公共下水道事業会計補助金減2086万6000円は、公共下水道事業会計における令和元年度決算の確定に伴うものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、20ページ、21ページをお開きください。

まず、11款地方交付税は、交付決定に基づき、普通交付税を2億3080万7000円追加するものでございます。

次に、15款国庫支出金です。障害者自立支援給付費負担金追加1277万6000円及び障害児通所支援給付費負担金追加6323万9000円は、それぞれ障害者自立支援給付費及び障害児通所支援事業費追加の財源でございます。次に、生活保護費負担金追加5775万円は、生活保護費追加の、また、障害者総合支援事業費補助金計上283万2000円は、障害支援区分認定等事務費追加の財源でございます。

次に、16款県支出金です。障害者自立支援給付費等負担金追加638万8000円及び障害児通所支援給付費負担金追加3161万9000円は、それぞれ障害者自立支援給付費及び障害児通所支援事業費追加の財源でございます。

22ページ、23ページをお開きください。19款繰入金です。介護保険事業特別会計繰入金追加3042万円は、令和元年度決算に基づく精算でございます。次に、財政調整基金繰入金減3億8929万円は、今回の補正により生じる一般財源の残余を整理するものでございます。

次に、20款繰越金です。前年度繰越金追加1億3394万1000円は、令和元年度決算における実質収支の予算未計上の全額を精算するものでございます。

次に、21款諸収入です。児童福祉及び介護保険事業に係る国庫支出金について、令和元年度決算に基づき精算するため、まず、県支出金分といたしまして、児童手当負担金過年度収入を50万2000円、養育医療助成事業負担金過年度収入を11万3000円、低所得者保険料軽減県負担金過年度収入を13万6000円、児童入所措置費等負担金過年度収入を17万7000円、また、24ページ、25ページ、国庫支出金分といたしまして、児童手当負担金過年度収入を224万9000円、低所得者保険料軽減国庫負担金過年度収入を37万3000円、児童入所措置費等負担金過年度収入を30万6000円、それぞれ計上するものでございます。

次に、22款市債です。臨時財政対策債追加2億4740万円は、普通交付税算定の決定に基づき追加するものでございます。

続きまして、第2表債務負担行為について御説明いたしますので、11ページを御覧ください。令和3年4月に総合運動公園、鈴川公園、市ノ坪公園及び東富岡公園に係る指定管理者の更新を予定していることから、7億5216万9000円を限度額として、指定管理者運営委託費に係る債務負担行為を追加するものでございます。

続きまして、第3表地方債補正につきまして御説明いたしますので、12ページ、13ページをお開きください。市債の補正に伴い、起債の限度額を変更するもので、臨時財政対策債の限度額を4億200万円から6億4940万円に変更するものでございます。これにより、起債限度額の合計は、21億360万円から23億5100万円となります。

以上が、一般会計補正予算についての説明でございます。

○議案第53号 令和2年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第1号)

次に、59ページを御覧ください。第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額から1498万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を97億5001万5000円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、70ページ、71ページをお開きください。

1款総務費は、職員給与費等を1498万5000円減額するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容です。68ページ、69ページをお開きください。

6款繰入金における職員給与費等繰入金減1498万5000円は、職員給与費等の減額に伴うものでございます。

○議案第54号 令和2年度伊勢原市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

次に、77ページを御覧ください。第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に1億5113万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億6713万8000円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、88ページ、89ページをお開きください。

1款総務費は、職員給与費等を1356万8000円減額するものでございます。

次に、4款基金積立金における介護給付準備基金積立金追加1億3101万円は、令和元年度における介護給付準備基金繰入金の余剰額が確定したことによるものでございます。

次に、6款諸支出金でございます。償還金追加327万6000円は、令和元年度に交付を受けました国県支出金等の精算に伴い、国の地域支援事業費交付金等について一部返還が生じたことによるものです。次に、一般会計繰出金追加

3042万円は、令和元年度における一般会計繰入金の余剰額が確定したことによるものです。

続きまして、歳入予算の補正内容です。86ページ、87ページをお開きください。

2款国庫支出金における過年度分介護給付費国庫負担金追加3689万5000円、3款支払基金交付金における過年度分介護給付費交付金追加892万7000円、4款県支出金における過年度分介護給付費等県負担金追加910万6000円につきましては、令和元年度の保険給付費が確定したことに伴い、各負担金等の追加交付分を追加するものでございます。

次に、6款繰入金でございます。職員給与費等繰入金減1356万8000円は、職員給与費等の減額に伴うものでございます。次に、低所得者保険料軽減繰入金追加64万5000円は、令和元年度の第1号被保険者保険料収入が確定したことによるものでございます。

次に、7款繰越金における前年度繰越金追加1億913万3000円は、令和元年度の実質収支が確定したことによるものでございます。

○議案第55号 令和2年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

次に、95ページを御覧ください。第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に873万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億2773万1000円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、106ページ、107ページをお開きください。

1款総務費です。1項総務管理費は、職員給与費等を66万2000円追加するものでございます。

次に、2項徴収費における徴収費追加806万9000円は、平成30年度税制改正において、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入に適用される給与所得控除等の控除額が一律10万円引き下げられ、また、全ての所得に適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられることとなりました。この改正に対応するために、後期高齢者医療システムの改修経費を追加するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容でございます。104ページ、105ページをお開きください。

2款繰入金です。事務費繰入金追加711万8000円は、職員給与費等及び徴収費追加の財源でございます。

次に、5款国庫支出金です。後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金計上161万3000円は、徴収費追加の財源でございます。

○議案第56号 令和2年度伊勢原市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

次に、113ページを御覧ください。第2条収益的収入及び支出といたしまし

て、収入について、営業外収益を2086万6000円減額し、支出について、営業費用を1093万5000円増額するものでございます。

次に、第3条資本的収入及び支出といたしまして、支出について、建設改良費を710万5000円減額するものでございます。

次に、第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきまして、第2条及び第3条の職員給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を補正するものでございます。

それでは、収益的収入及び支出について、収入から御説明いたしますので、124ページ、125ページをお開きください。一般会計補助金2086万6000円減は、令和元年度決算の確定に伴う繰入金の精算によるものでございます。

続きまして、支出でございます。126ページ、127ページをお開きください。職員給与費等を1093万5000円増額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。128ページ、129ページをお開きください。支出につきましては、職員給与費を710万5000円減額するものでございます。

次に、116ページから123ページまでの各財務諸表でございますが、補正予算及び令和元年度決算認定に伴い、予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー及び予定貸借対照表等の各財務諸表の修正をするものでございます。

以上が、補正予算議案についての説明でございます。

次に、その他の議案2議案についてでございます。

○議案第57号 伊勢原市総合運動公園ほか3公園の指定管理者の指定について  
議案書21ページを御覧ください。11月4日に指定管理者候補者選定委員会を開催し、総合運動公園ほか3公園につきまして、“元気な伊勢原づくり”共同事業体を指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。指定管理者の内容につきましては、22ページに掲載してございます。

○議案第58号 字の区域の設定について

次に、23ページを御覧ください。伊勢原市東部第二土地区画整理事業に伴い、字の区域を設定するため、地方自治法第260条第1項の規定により提案するものでございます。

設定に関する調書につきましては、24ページから48ページに掲載してございます。

次に、報告案件1件についてでございます。

○報告第18号 専決処分の報告について（伊勢原市税外収入金の督促及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例）

52ページを御覧ください。地方税法の一部改正に伴い、伊勢原市税外収入金の督促及び延滞金徴収条例において引用する用語を整理する必要があるため、

市長の専決事項の指定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

53ページに専決処分書、54ページに改正条例、55ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、12月議会定例会に提出いたします議案等についての説明を終わらせていただきます。

なお、任期満了に伴う副市長の選任に係る人事案件につきまして、議案を追加提出させていただく予定でございます。宍戸副市長の任期が令和2年12月31日をもって満了となりますことから、現在、後任の人選を進めているところでございます。あらかじめ御承知おきくださいますようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○委員長【相馬欣行議員】　ただいま総務部長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

以上で、執行者側の議案説明を終了いたします。

次に、議会側処理事項を議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【小林幹夫】　それでは、お配りしてございます議会運営委員会・議会側処理事項（11月24日）を御覧ください。

1、令和元年度決算審査につきましては、各常任委員会において、いずれも認定すべきものと決定し、11月27日の本会議において、委員長報告の後、質疑、討論、採決を行います。

2、請願・陳情の受理状況につきましては、陳情が3件提出されております。内容は、配付いたしました資料のとおりでございます。

○委員長【相馬欣行議員】　次に、議案等の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【小林幹夫】　正副委員長と協議の上、付託表の案を2枚作成し、お配りしてございますので、御覧ください。

まず、11月27日分を御覧ください。「議案第50号、伊勢原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」の1議案につきましては、付託省略。期末手当の支給基準日が12月1日であり、11月中に採決を行う必要があることから、初日に質疑、討論、採決をお願いするものです。

次に、12月7日分を御覧ください。市長提出議案第51号から議案第58号までの8件の議案については、いずれも付託省略。陳情は3件で、陳情第9号は、産業建設常任委員会に付託、陳情第10号及び陳情第11号は、教育福祉常任委員会に付託。

以上でございます。

○委員長【相馬欣行議員】　ただいま説明した内容について、質疑、意見があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。議案等の委員会付託については、配付した付託



表のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【相馬欣行議員】 御異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。

次に、会期の決定についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【小林幹夫】 会期の決定につきましては、過日原案をお示しし、御了解をいただいておりますので、その内容に基づいて日程案を作成し、お配りしてございますので、御覧ください。会期につきましては、11月27日から12月21日までの22日間でございます。

- ・ 11月27日 本会議 提案説明・議案審議（議案第50号）
- ・ 11月30日 一般質問通告期限正午
- ・ 12月 7日 本会議 議案審議
- ・ 12月 9日 委員会・付託審査  
(産業建設常任委員会 午前9時30分)  
(教育福祉常任委員会 午後1時30分)
- ・ 12月15日 本会議 一般質問
- ・ 12月16日 本会議 一般質問
- ・ 12月17日 本会議 一般質問
- ・ 12月21日 本会議 最終日

以上でございます。

なお、総務常任委員会の付託案件が出た場合には、再度協議いたします。

以上です。

○委員長【相馬欣行議員】 それでは、お諮りいたします。会期の決定については、配付した内容のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【相馬欣行議員】 御異議ありませんので、配付した内容で、11月27日の本会議において、議長からお諮りいたします。

本日予定した案件は以上であります。そのほかに何か発言があればお伺いいたします。(「なし」の声あり)

それでは、以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前10時4分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和2年11月24日

議会運営委員会  
委員長 相馬 欣行